

令和3年第1回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和3年 3月10日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 2号	令和2年度秩父別町一般会計補正予算(第13号)について	5
6	議案第 3号	令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	10
7	議案第 4号	令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	10
8	議案第 5号	令和2年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	11
9	議案第 6号	令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	11
10	議案第 7号	令和2年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について	12
11		令和2年度秩父別町行政執行方針	別掲
12		令和2年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
13		一般質問	13
14	議案第 8号	秩父別町議会議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について	17
15	議案第 9号	秩父別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の設定について	18
16	議案第10号	町特別職の給与に関する特例条例の設定について	18
17	議案第11号	秩父別町基金条例の設定について	19
18	議案第12号	秩父別町防災行政無線施設設置条例の設定について	20
19	議案第13号	秩父別町監査委員条例の一部を改正する条例の設定について	21
20	議案第14号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	22
21	議案第15号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	22
22	議案第16号	北空知衛生施設組合格約の一部を変更する規約について	25
23	議案第17号	債権の放棄について	25
24	議案第18号	令和3年度秩父別町一般会計予算について	28
25	議案第19号	令和3年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	28
26	議案第20号	令和3年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	28

27	議案第21号	令和3年度秩父別町介護保険特別会計予算について	28
28	議案第22号	令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	28
29	議案第23号	令和3年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	28

令和3年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和3年3月10日（水曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 3月10日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	永峰敏幸君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	宮武幸充君
住民課長	竹内剛君	企画課長	早川聡君
建設課長	中野慎司君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

笹木雄介君

池川湧都君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番

2 番

前田力男君

金子利生君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和3年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番 前田力男君、2番 金子利生君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月12日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声) 異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から3月12日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第2号から第26号までの25件がございます。

次に発議が1件、さらに意見案が1件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員から、指定管理者並びに指定管理施設の監査の結果及び2月に実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。以上でございます。

議 長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

行政報告をさせていただきます。まずもって、本日、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

最初に、職員の退職について申し上げます。

昨年12月31日をもちまして、社会福祉協議会に派遣しておりました中山介護福祉士が退職いたしました。中山君は、平成30年4月に本町に奉職され、指定訪問介護事業所の運営に携わっておりました。突然の申し出で驚くとともに慰留に努めましたけれども、本人の意志が固く止む無く退職を承認したところであります。

また、この3月31日をもちまして、総務課の竹中主事と教育委員会の押野主事補、白木主査が退職いたします。

竹中主事は、平成25年3月に深川西高等学校を卒業され、同年4月に本町に奉職されました。住民課と総務課で勤務をいただきましたが、明朗闊達な方で、意欲的に職務に精励させていただきただけに残念ではありますが、ご結婚での退職とのことですので、今後のご多幸をお祈りさせていただくところであります。

また、押野主事補であります。平成28年3月に深川西高等学校を卒業、同年4月に本町に奉職されまして、総務課、産業課、教育委員会で勤務いただきました。青少年対象の事業に意欲的に取り組んでいた矢先の突然の申し出で大変に驚き、慰留に努めましたけれども、本人の意志が固く止む無く退職を承認したところであります。

さらに、白木主査であります。昨年度、定年を迎え再任用職員として勤務されましたけれども、この度、退職されることになりました。退職後は、本町の商工会に勤務されることとありますので、引き続きまちの振興発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

次に、新規採用職員について申し上げます。

この春、北海道エコ・動物自然専門学校を卒業される、鷺尾玲奈さんを一般職として採用いたします。

鷺尾さんは沼田町の出身で、管内町村会の統一試験を優秀な成績で合格した方でありまして、大いにご期待を申し上げます。

次に、職員の派遣について申し上げます。

1月1日付で住民課の太田宏主幹を社会福祉協議会に派遣いたしました。

太田主幹には、4月から指定管理者として社会福祉協議会が運営いたします認定こども園の業務を、受け持つこととしております。

また、住民課の山本主事補をこの4月から1年間、北海道空知総合振興局に派遣することで北海道と協議中であり、現在、最終的な調整を行っておりますけれども、山本主事補の活躍をお祈りするところでございます。

次に、一昨年から北空知圏学校給食組合に派遣しておりました末津主幹が、2年間の派遣期間を終えて戻ってまいります。

さらに、昨年から1年間、北海道総合政策部・地域行政局市町村課に派遣しておりました斎藤主事が、研修を終えて戻ってまいります。

末津主幹、斎藤主事には、派遣期間中に培われた経験や人脈を活かして、今後、大いに活躍されますよう期待をいたしております。

以上申し上げます。職員の動静についての報告とさせていただきます。

次に、土地の無償譲渡についてご報告申し上げます。

この度、旧東コミュニティ会館の敷地4,425平方メートルを、河西郡芽室町の信栄工業株式会社に無償譲渡する契約をいたしました。

同社は、令和元年に町から購入した南山の所有地に北いぶき農協から買い取った粃殻を堆積し、翌春に全道に出荷をしております。

令和2年3月に同社から、宿舍を建設するため、さらにトラックを5、6台を停めるスペースがある営業所用地を町内で探しているとの相談を受けました。このため、平成29年の東・協栄町内会の合併後、利用しておりませんでした旧東コミュニティ会館の敷地を紹介いたしましたところ、建物は自社で解体をするので、建物を含めて土地を譲り受けたいとの申し出がございました。

建物の解体には200万円から300万円ほど掛かるのに対しまして、土地の売却益は100万円程度しか見込めないことから、土地・建物を無償譲渡することが町に有利であることから、今回の契約となったところがございます。

なお、譲渡した土地を粃殻の堆積場としないこと、粃殻が周囲の土地に飛散する虞の用途に使用しないこと、及び5年間は転売を禁止する特約を付した契約内容といたしております。

以上、土地の無償譲渡についての報告とさせていただきます。

次に、寄附の採納についてご報告申し上げます。

2月17日、早川新聞販売店様を通じて、北海道新聞社様から、新型コロナウイルス感染予防に役立てていただきたいと、手指消毒用の除菌ジェル20本をご寄贈いただきました。北海道新聞社様のご厚意に厚くお礼申し上げます、感染予防のために有効に活用させていただきます。

以上、寄附の採納についての報告とさせていただきます。

最後に、第4回町議会定例会以後に執行いたしました入札結果のご報告を申し上げます。

3件の工事を発注しておりますけれども、概要につきましてはお手元に資料を配付しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（寺迫君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（小林君）

3月1日現在における令和3年度4月からの児童生徒数、小中学校の学級編制状況について、ご報告申し上げます。

小学校の全児童数は、今年度と同じ100名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は1年生が20名、2年生が19名、3年生19名、4年生8名、5年生が19名、6年生が8名となります。

また、特別支援学級は知的、情緒、言語の7名、3学級編成になりますので、全学級数は今年度同様9学級編制になります。同じく、教職員数も校長、教頭を含め教諭12名、養護教諭と事務職員がそれぞれ1名の計14名が配置される予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が21名、2年生が9名、3年生が17名となります。

また、特別支援学級の生徒数は、知的学級がなくなり情緒学級の生徒1名となりますので、全生徒数は昨年度と比較し20名増の48名になります。

次に、全学級数ですが、特別支援学級は1減となりますが第3学年の欠学年解消により、今年度も4学級編制となります。

次に、教職員数ですが、道費負担教職員の増加に伴い今年度より1名多い計11名が配置される予定であります。

なお、3年間、町単独負担で採用・配置しておりました教諭1名は3月で退職することになりました。

以上申し上げます、教育行政報告といたします。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 議案第2号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第13号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第5、議案第2号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第13号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第2号に対しての質疑を行います。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

お早うございます。何点かちょっと教えていただきたいと思います。

12ページ、町債の関係で光回線の補正が2,390万ですか、出てますけども。

議 長（寺迫君）

これ、何ページですか。

5 番（藤岡君）

12ページ、光回線で2,390万という数字が計上されているんですが、これの内訳、どのような工事が増えたのかという部分。

それとですね、19ページ、土木費の除雪の関係で200万何がしマイナスということですが、まあ秩父別、大変除雪体制も素晴らしくて自慢するところであります。

また、今年は雪も多くて大変だったのかなと思いますが、それでも余剰が出たという部分の内訳と言いますか、何か丸信さんの委託路線が戻されたというようなこともお聞きしておりますけども、そんな関係でも減少と言いますか、町営の部分に振り分けている部分だとか、どのぐらい丸信さんの部分で浮いたのか、浮いたのかという表現おかしいかもしれませんね。その辺が分かれば有難いなと思いますし、オペレーターの方、大変今年雪が多くて苦勞されたのかなと思いますが、その辺の状況などもある程度分かれば教えていただきたいと思います。

それともう一点、すいません。21ページの上の段の教育指導費の中のICT支援、支援員の配置というふうに理解いたしますけども、この方の仕事の内容と言いますか、専属で小学校、中学校に配属されるのか、ある

いはどこから出張して来られるのか、今後、例えば学校以外の部分での
いろいろな支援もしていただけるような状況があるのかどうか、分かりまし
たらお知らせいただきたいと思います。

以上です。

議 長（寺迫君）

それでは、総務費からで良いですか。 総務課長。

総務課長（永峰君）

1 2 ページ、町債、総務債の高度無線環境整備推進事業の関係でござい
ますが、新たな工事が増えたということではなくて、これまで町の単費で
実施しようとしていたものが、起債の対象になったということでの増額で
ございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。

5 番（藤岡君）

はい。

議 長（寺迫君）

続いて、建設課長。

建設課長（中野君）

1 9 ページの除雪の委託料の関係でございますけども、この町道の除雪
の委託の路線の延長がですね、当初、2 5 キロの予定をしておりましたけ
ども、延長路線の1 6 . 7 キロ、距離にしまして8 , 3 3 6 メートル減少
しております。この分の委託路線の減少部分の減額の補正となっております。
その分は当然、町で直営の路線が増える形になりますけども、そのよ
うな形で対応させていただいております。

それと、今シーズンの除雪の状況というようなことですが、降雪量、
積雪の状況でございますが、今日現在で、公式なデータではございません

が、町の除雪センターで日々調べております降雪図でいきますと、5メートル29センチ本日現在ございます。昨年の同期で3メートル88、一昨年で4メートル78ということで、前年比141センチ、前前年が51センチも降雪が多いという状況です。積雪は92センチ、前年が62、一昨年で74センチということで、いずれも降雪が多いような状況です。

また、今シーズンの除雪に関しましては、通常の降雪に加えてですね、暖気がありそのあと凍れ、加えて大きな風も来たものですから、非常に町の除雪もその風の関係では大変苦労しながら行っているということでございます。当然、機械の燃料も掛かるわけなんですけども、まあ何とか終盤を迎えまして今シーズンを乗り切ったというような状況でございます。

以上です。

議 長（寺迫君）
教育次長。

教育次長（塩地君）

ICT支援の関係でということでご質問にお答えをさせていただきます。

このICTなんですけれども、委託事業ということですね、委託業者の方に委託をさせていただこうと考えてございます。

業務内容でございますけれども、業務時間につきましては一月に2回程度、一月に2回程度ですね、小中各一回程度ということですね、午前11時半から午後4時半ということで4時間程度予定をしております。

業務の内容でございますけれども、学校に訪問、もしくはコロナの状況もありますので、オンラインでの問い合わせというような形になるかと、あと随時問い合わせの部分についてはメールであったり電話であったりでの対応をさせていただこうと考えてございます。

支援の内容でございますけれども、授業計画の作成支援、また、教材作成と操作の支援ですね、そういったことを授業の支援として考えてございます。あと、校内の研修の企画の支援、こちらの方もですね、行っていたかどうかと考えてございます。業務内容についてはですね、以上のような形となっております。学校以外ですね、活用については今のところはまだ想定はしてございませんが、そういったことが出てくれば、また、検

討したいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

有難うございます。それでは再質問と言いますか、除雪の関係で一点だけお願いといたしますか、委託路線が直営に戻った分、オペレーターの負担が増えたというふうに考えています。来年度のシーズンに向けて何かその辺の対策等を考えられているのか、ありましたらお知らせいただきたいと思えます。

議 長（寺迫君）

建設課長。

建設課長（中野君）

今年度につきましては民間の委託路線、委託される側の業者の都合もありまして、人員が足りないだとか、機械が足りないんだ、というような申し出がございまして、まあそういうようなことで急遽、町の直営路線を増やしてですね、対応しているところでございます。

来年度に向けてということでもありますけども、新年度予算でも内容については提案をさせていただいております、若干の人員を増やした中で町の除排雪に努めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決定することにご異議あ

りませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

(日程第6 議案第3号「令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第6、議案第3号「令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

(日程第7 議案第4号「令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第7、議案第4号「令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第8 議案第5号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第8、議案第5号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第9 議案第6号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（寺迫君）

日程第9、議案第6号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第6号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第10 議案第7号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について」）

議長（寺迫君）

日程第10、議案第7号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第7号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

午前11時05分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午後11時05分

再開をいたします。

(日程第11 令和3年度秩父別町行政執行方針)

議 長 (寺迫君)

日程第11、町長から令和3年度秩父別町行政執行方針を伺います。
町長。

町 長 (澁谷君)

別紙「令和3年度秩父別町行政執行方針」により朗読

(日程第12 令和3年度秩父別町教育行政執行方針)

議 長 (寺迫君)

日程第12、教育長から令和3年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。
教育長。

教 育 長 (小林君)

別紙「令和3年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

(日程第13 一般質問)

議 長 (寺迫君)

日程第13、一般質問を行います。8番 大野君の発言を許します。8
番 大野君。

8 番（大野君）

議長のお許しがありましたので、私から小中一貫教育制度について教育長にお伺いをいたします。

経年劣化に伴い老朽化した中学校の校舎について、町長から将来的な生徒数などを勘案して、どのような教育環境を整えれば良いのか、さまざまな角度から慎重に検討したい旨の説明がありました。

本町の将来を託す中学生の皆さんには、学びの質を高めることのできる良好な教育環境の下で、存分に勉学や社会学習に励んでいただくことを願っておりますが、他方で少子化傾向の中にあつて、生徒数が年々減少する可能性も否定できないのであります。

こうした状況を踏まえ、平成28年度から市町村教育委員会などの判断で、既存の小中学校を一つにし、9年間一貫校として教育することができるという制度が設けられました。これにより、近隣の町でも小中一貫教育を行っているところもあります。

小中一貫教育につきましては、メリット、デメリット双方が指摘されておりますが、少子化傾向の中にあつて生徒数が少ない地域では、小学校、中学校と分けるより、9年間一貫校として運用することの方が多くのメリットがあるのではないかと思います。

本町においても、今後、中学校の校舎改築などを検討する過程で、小中一貫教育制度は、重要な検討課題の一つになるのではないかと思います。

そこで、本町の教育環境等を踏まえ、小中一貫教育について教育長の考えているところをお聞かせ願います。

議長（寺迫君）

教育長。

教育長（小林君）

大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年12月の子ども議会で生徒の1人から中学校の建て替えについて質問があつた際に、町長から、中学校の校舎については、今後の生徒数の推移をはじめ、施設整備の方法や学校の種類、建設場所や建設費用等を十分

考慮し、最適な教育環境を目指して慎重に検討してまいりたいと説明いただいたところであります。

小中一貫校につきましては、研究開発学校を通じて、自治体や学校現場での取組が10数年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになってまいりました。このため、国においては、次の段階として小中一貫校の中に、9年の義務教育を一貫して行う新たな学校種類である義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成28年4月1日から施行され現在に至っております。

令和2年4月に、国が行った本道における小中一貫教育校の実態調査結果によりますと、小中一貫校の導入状況は22市町村94校、義務教育学校の設置状況は10市町村11校となっております。

また、小中一貫校のメリットとしては、系統的、継続的な学習によって教育効果を高めたり、中1の壁や小中ギャップと呼ばれる問題が緩和、解消するなどの効果が期待されております。

一方、デメリットとしては、小学校高学年でリーダーシップや自主性、自発性が養われなくなったり、人間関係が固定化しやすくなるなど課題が挙げられております。

これまで教育委員会では、令和元年に占冠村のトマム学校、令和2年には白糖町の庶路学園と中標津町の計根別学園に教育委員会の事務局職員や教育委員、小学校の校長を視察対象者として、小中一貫教育校とりわけ義務教育学校の先行調査を実施してきたところでございます。

今後は、中学校の校舎建て替えや大規模改修、新築など様々な方策や手段を駆使しながら、これからの未来を担う子ども達に最高の学習機会を提供できる教育環境づくりを目指して、小中一貫教育の導入について積極的に検討してまいる所存でございます。

そのためには、まず学校関係や保護者の意見や要望等を真摯に受け止めるとともに、直接子ども達を指導する教職員が、是非、小中一貫校で子ども達を育てたい、という強い気持ちを抱くような意識啓発に努めることが何よりも重要になってくるだろうと考えております。

今後は、学校現場の教職員を道内の小中一貫校に派遣し、小中一貫教育がもたらす教育的効果を肌で実感したり、子ども達の学力向上や生徒指導面において極めて有効な教育指導方法になることを学んでもらうなど、小

中一貫校の必要性について共通認識を深め、教職員一人一人の意識の変容と学校組織体制の強化、向上を図ってまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）
大野君。

8 番（大野君）

有難うございました。この小中一貫教育制度、これにつきましてはですね、平成27年の9月のこの定例議会で、私ではありません、他の議員さんが質問をしたんです。で、当時の教育長さんはですね、小中一貫教育は学習環境の向上にはならないと、で、長期的にも実現は難しいと、こういうことを言われまして、まあ私はですね、小中一貫校というのはやはり生徒数の少ない小規模な小さな学校ではですね、ある程度メリットがある制度じゃないかと、そういうふうに自分で理解しておりましたので、当時の教育長さんの答弁には少なからず違和感を覚えました。それで置きとということで、また違う質問をちょっと考えてあれしたんですけれども、あまり教育には私、自信が無いものですから、今までちょっと質問しなかったんです。

ただこの度、中学校についてですね、改修とかそういったものもやるという町長の話がありましたので、やはりここは教育現場の責任者の教育長さんに、その小中一貫教育というものについてどのような考えかということで、お伺いしたわけでございます。昨日の新聞でですね、今度、札幌でもなんか3校小中一貫教育するという、そういうような記事も載っておりました。全道的のもですね、小中一貫教育を目指す学校が少なからずあるようでございます。まあそういうことで、これからもやはり、そういう小中一貫教育についていろいろと検討していただきたいわけでございますけれども、教育長さんの答弁の中に、もう既に視察も行っているし、そういう研修もしているということでございますので、是非、それを進めてですね、秩父別に相応しい教育の在り方というものを採用してほしいと思います。

教育長は教育の専門家でございます。秩父別の子ども達にですね、最善

の学習環境を提供してくれるというふうに私は信じておりますので、引き続きしっかりと学校の先生方の意見も無視するのではなくて、ある程度は聞いてもらって、一番理想とする学校の在り方、姿、そういったものをしてしっかりと筋道を立てていただければよろしいかと思えます。切にお願い申し上げます。私の質問を終わります。

有難うございました。

議 長（寺迫君）
教育長よろしいですか。良いですか。

教 育 長（小林君）
はい。

議 長（寺迫君）
以上で、大野君の質問を終わります。

午後 1 時 2 0 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 9 分

再 開 午後 1 時 2 0 分

再開をいたします。

（日程第14 議案第8号「秩父別町議会議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）
日程第14、議案第8号「秩父別町議会議員及び秩父別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第9号「秩父別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第15、議案第9号「秩父別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

本件の審議は、総務経済常任委員会に付託し、審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号の審議は、総務経済常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

（日程第16 議案第10号「町特別職の給与に関する特例条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第16、議案第10号「町特別職の給与に関する特例条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第10号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

（日程第17 議案第11号「秩父別町基金条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第17、議案第11号「秩父別町基金条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第11号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

すいません、予算書を見れば分かるかもしれないんですけども、この

4号、8号、ふるさと創生と地域振興基金、これが今現在いくら位なのか。全額そっくりこども未来基金にいくのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
総務課長。

総務課長（永峰君）

ふるさと創生基金でございますが、決算の見込み残高が1,507万6,000円、地域振興基金は937万5,000円でございます。これを2つ合わせました2,445万円ほどが、こども未来基金に引き継がれるものでございます。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

（日程第18 議案第12号「秩父別町防災行政無線施設設置条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第18、議案第12号「秩父別町防災行政無線施設設置条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第12号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（ありませんの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第12号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

（日程第19 議案第13号「秩父別町監査委員条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（寺迫君）

日程第19、議案第13号「秩父別町監査委員条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第13号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

(日程第20 議案第14号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第20、議案第14号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第14号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

(日程第21 議案第15号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第21、議案第15号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第15号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番（金子君）

なかなか条例改正、私も難しくて分からないんですけども、3ページの何て言うんですか、我々被保険者が主に該当するのは3ページの判定基準の見直しということで、3ページの後半の方から、後段の方から4ページにかけてが、そうだと思うんですけども。

被保険者としては今までの保険料算定と比べてこの判定基準が変わったことによって、何て言うんですか、保険料が安くなるのか高くなるのかという回答はできますか。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（竹内君）

今回の改正につきましては、これまで控除を受けられた方は保険料の基準的なもので控除されるものは、何ら変わる部分ではございません。

今回の改正で見直しになった控除につきましては、主に農業者とか自営所得者、個人事業主の方がこれまで受けてこられなかった給与所得の控除ですとか、年金所得の控除に10万円控除されていたんですけども、それが全部10万円が基礎控除に移ることによって、個人事業主等も、皆さんが、全ての方が10万円の控除を受けられるという改正でございます。

2 番（金子君）

年金も。

住民課長（竹内君）

年金もそうです、これまで同様。額は、控除額は一切変わらないということでございます。

2 番（金子君）

ちよっと良いですか。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

有難うございます。そうしたら、控除額が増えるということで理解してよろしいでしょうか。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（竹内君）

控除額が増えるというよりも、控除区分が変更になるというところでございます。

議 長（寺迫君）

金子君。

2 番（金子君）

もし、あの何て言うんですか、計算の例というか、そういうのがあれば後ほどいただけたら助かります。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（竹内君）

後ほど、提示させていただきます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第15号は原案どおり決定することにご異議あ

りませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

(日程第22 議案第16号「北空知衛生施設組合格約の一部を変更する規約について」)

議 長 (寺迫君)

日程第22、議案第16号「北空知衛生施設組合格約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第16号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(ありませぬの声) 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

討論については、希望者はいないと思うので直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第16号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第23 議案第17号「債権の放棄について」)

議 長 (寺迫君)

日程第23、議案第17号「債権の放棄について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第17号に対しての質疑に入ります。質疑はございませ

んか。 金子君。

2 番（金子君）

大変残念な議案だと思います。まあ、破産宣告ということで、これに関しては、もうどうしようもないんじゃないかなというふうに思いますが。

今まで、大変長期に渡ってですね、徴収にご尽力いただいたと思いますけれども、水道料については別にしても、町営住宅料につきましては保証人制度もとっているはずでございます。

そのことに関して今後の取り組み、対応について、もし何かあればご答弁をいただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）

建設課長。

建設課長（中野君）

ご指摘のとおりだと思っております。今回の水道料金、住宅の使用料等につきましては、当然、これだけの債権が回収できなかったということは、担当課としても正直反省はしなければならないというふうに考えておりますし、家賃につきましては、当然、保証人制度もございますし、条例の規定も究極はございますけれども、今後このようなことが発生しないためにも、また、公平性を保つためにもですね、税務部分とも連携しながら徴収事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これにて、質疑を終了いたします。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

すいません、遅れまして。今の金子議員の質問と重複する部分あるかと思うんですけれども。公営住宅、保証人が多分付いていると思います。

それで、今後のですね、同じ人がその公住に入るとした場合に保証人

は従前のままなのか、違う保証人にする考えなのか、その辺はどのようにお考えなのか聞かせていただきたいと思います。

議 長（寺迫君）
建設課長。

建設課長（中野君）

現状はですね、この方は現在も住宅にお住まいの状態でございます。保証人についても現時点では変更してございません。しかしながらですね、保証人の変更等も含めてですね、こういった事態が発生しないよう検討しなければならぬというふうには考えております。

議 長（寺迫君）
よろしいですか。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

私の考えはですね、今のままであれば今後も多分、徴収は滞るのではないかなと、保証人の方が払う意思も無いんであろうし。で、あればですね、保証人から全部変えて住んでいただくという形をとるのが本来の姿じゃないかなというふうに思うんですけども、そのような形でご検討いただければというふうに思います。

以上です。

議 長（寺迫君）

答弁は良いですか。

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（ありませんの声）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり可決いたしました。

(日程第24 議案第18号「令和3年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第25 議案第19号「令和3年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、
日程第26 議案第20号「令和3年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、
日程第27 議案第21号「令和3年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、
日程第28 議案第22号「令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、
日程第29 議案第23号「令和3年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)

議 長 (寺迫君)

日程第24、議案第18号「令和3年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第25、議案第19号「令和3年度秩父別町国民健康保険事業特別
会計予算について」、

日程第26、議案第20号「令和3年度秩父別町後期高齢者医療特別会
計予算について」、

日程第27、議案第21号「令和3年度秩父別町介護保険特別会計予算
について」、

日程第28、議案第22号「令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別
会計予算について」、

日程第29、議案第23号「令和3年度秩父別町簡易水道事業会計予算
について」、

以上6件を一括議題といたします。

各会計の概要について説明を求めます。最初に一般会計予算について説
明をお願いします。 総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明願います。 住民課
長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第18号から議案第23号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにいたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思えます。これにご異議ございませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月11日午後4時40分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦労様でございました。

延 会 午後 2 時 0 3 分